

林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方（令和５年３月30日付け４林政経第901号林野庁林政部長通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方は、以下のとおりとする。 第１ 基本的考え方 林業・木材産業循環成長対策交付金の配分に当たっては、以下の事項について算定された得点（ポイント）を基準として、計画主体（都道府県）ごとの施設費（森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年３月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の別表２の１の区分の欄の（１）<u>循環型資源基盤整備強化対策のうち①間伐材生産、②路網整備・機能強化及び③低コスト再造林対策</u>を除く全てをいう。以下同じ。）、推進費（要綱の別表２の２の区分の欄の（１）森林整備地域活動支援対策を除く全て。以下同じ。）ごとに配分するものとする。 １・２（略） 第２ 施設費の配分の考え方 施設費の配分は、以下のとおりとする。 １ 要綱の別表２の１の区分の欄の <u>（２）</u> （略） ２ 要綱の別表２の１の区分の欄の <u>（３）</u> （略） ３ 要綱の別表２の１の区分の欄の <u>（１）④</u> （略）	林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方は、以下のとおりとする。 第１ 基本的考え方 林業・木材産業循環成長対策交付金の配分に当たっては、以下の事項について算定された得点（ポイント）を基準として、計画主体（都道府県）ごとの施設費（森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年３月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の別表２の<u>Ⅰ</u>の１の区分の欄の（１）間伐材生産、<u>（２）路網整備・機能強化を除く全て及びⅡの１の区分の欄の（２）コンテナ苗生産基盤施設等の整備</u>をいう。以下同じ。）、推進費（要綱の別表２の<u>Ⅰ</u>の２の区分の欄の（１）森林整備地域活動支援対策を除く全て。以下同じ。）ごとに配分するものとする。 １・２（略） 第２ 施設費の配分の考え方 施設費の配分は、以下のとおりとする。 １ <u>林業・木材産業生産基盤強化対策のうち要綱の別表２のⅠの１の区分の欄の（３）</u> （略） ２ <u>林業・木材産業生産基盤強化対策のうち要綱の別表２のⅠの１の区分の欄の（４）から（７）</u> （略） ３ <u>再造林低コスト化促進対策のうち要綱の別表２のⅡの１の区分の欄の（２）</u> （略）

第4 達成状況評価結果、不用額等の配分額への反映

1・2 (略)

3 再造林への取組状況の配分額への反映

都道府県ごとの年間再造林面積の伸び率を下表のとおり評価し、評価区分に応じた係数を高性能林業機械の整備における事業実施主体ごとに全体指標で算出された得点に乗じることとする。

なお、年間再造林面積が100haに満たない場合は評価対象外とし、配分額への反映は行わない。

(略)

4 施業集約化への取組状況の配分額への反映

都道府県ごとの森林経営計画の作成率を下表のとおり評価し、評価区分に応じた係数を高性能林業機械の整備の素材生産型における事業実施主体ごとに全体指標で算出された得点に乗ずることとする。

都道府県別森林経営計画作成率		係数
40%以上		1. 1 0
40%未満	前年度からの伸び1%以上	1. 1 0
	前年度からの伸び1%未満	1. 0 0
	うち2年連続で前年度からの伸び0%未満	0. 9 0

別紙1 事業構想の「目標を定量化する指標」

事業構想の指標（計画主体ごと）

目標	指標		算定使用量	指標の定義
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
林業・木材産業の生産基盤強化（循環型資源基盤整備強化対策に係るもの）	(略)	(略)	(略)	(略)

第4 達成状況評価結果、不用額等の配分額への反映

1・2 (略)

3 再造林への取組状況の配分額への反映

都道府県ごとの年間再造林面積の伸び率を下表のとおり評価し、評価区分に応じた計数を高性能林業機械の整備における事業実施主体ごとに全体指標で算出された得点に乗じることとする。

なお、年間再造林面積が100haに満たない場合は評価対象外とし、配分額への反映は行わない。

(略)

(新設)

別紙1 事業構想の「目標を定量化する指標」

事業構想の指標（計画主体ごと）

目標	指標		算定使用量	指標の定義
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再造林の低コスト化の促進（低コスト再造林対策に係るもの）	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1)～(注7) (略) (注8) <u>循環型資源基盤整備強化</u> 対策の実績把握の具体的な計算方法は、次のとおりとする。 面積割合(単位:%)＝人工造林面積のうち人工造林のコスト低減を図る取組の面積／人工造林面積				(注1)～(注7) (略) (注8) <u>低コスト再造林</u> 対策の実績把握の具体的な計算方法は、次のとおりとする。 面積割合(単位:%)＝人工造林面積のうち人工造林のコスト低減を図る取組の面積／人工造林面積			
別紙2 全体指標と個別指標 I 施設費(ハード整備) 1. 全体指標(計画主体ごと)				別紙2 全体指標と個別指標 I 施設費(ハード整備) 1. 全体指標(計画主体ごと)			
目標	指 標		指標の定義	目標	指 標		指標の定義
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
林業・木材産業の生産基盤強化 (木材加工流通施設等の整備に係るもの)	必須 (注4)	①地域材利用量(増加率)	都道府県における <u>地域材利用量の目標値の増加率(%)</u>	林業・木材産業の生産基盤強化 (木材加工流通施設等の整備に係るもの)	必須 (注4)	①地域材利用量(増加率)	都道府県 <u>林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる(%)</u>
		②素材生産量(増加率)	都道府県における <u>素材生産量の目標値の増加率(%)</u> <u>(注3)</u>			②素材生産量(増加率)	都道府県 <u>林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる(%)</u>
林業・木材産業の生産基盤強化 (木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの)	必須	①・②(略)	(略)	林業・木材産業の生産基盤強化 (木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの)	必須	①・②(略)	(略)
		③補助金に依らない木質バイオマスボイラー整備率	<u>直近</u> の木質バイオマスエネルギー利用動向調査に準ずる都道府県における補助金(国費)に依らず整備した木質バイオマスボイラー数/導入された木質バイオマスボイラー数(%)			③補助金に依らない木質バイオマスボイラー整備率	<u>令和4年度</u> 木質バイオマスエネルギー利用動向調査に準ずる都道府県における <u>令和4年</u> に補助金(国費)に依らず整備した木質バイオマスボイラー数/ <u>令和4年</u> に導入された木質バイオマスボイラー数(%)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
林業・木材産業の生産基盤強化(木造公共建築物等の整備に係るもの)	必須	①低層公共建築物の木造率	都道府県・市町村が整備する低層の木造公共建築物の <u>木造率(%)</u> の直近 <u>3</u> 年平均の値(%)	林業・木材産業の生産基盤強化(木造公共建築物等の整備に係るもの)	必須	①低層公共建築物の木造率	都道府県 <u>全体及び</u> 都道府県・市町村が整備する低層の木造公共建築物の <u>木造率(%)</u> の直近 <u>2</u> 年平均の値(%)
		②建築物木材利用促進協定の締結数	事業実施年度の <u>前年度12月末までに都道府県が協定締結している数</u>			②低層公共建築物の木造率の伸び率	都道府県 <u>全体及び</u> 都道府県・市町村が整備する低層の公共建築物の <u>木造率について、基準値に対する直近2</u> 年平均の木造率

林業・木材産業の生産基盤強化 (コンテナ苗生産基盤施設等の整備に係るもの)	(略)	(略)	(略)

			の伸び率 (%)
再生林の低コスト化の促進 (コンテナ苗生産基盤施設等の整備に係るもの)	(略)	(略)	(略)

2. 個別指標 (事業実施主体ごと)

(1) 個別指標

メニュー	指 標		算定使用量	指標の定義
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木材加工流通施設等の整備	取組に応じて必須選択 (注6)	①～③ (略)	(略)	(略)
		④地域材利用 (JAS構造用製材) (注26)	増加率	加工施設整備等における地域材のJAS構造用製材の出荷量又は入荷量 (素材換算m ³) の増加率 (%)
	必須	⑤林野庁長官が別に定める考え方に則って、都道府県知事が選定した林業経営体 (以下「選定経営体」という。) との木材安定取引協定等の締結状況	施設の効率性	加工施設整備等における地域材のJAS構造用製材の出荷量又は入荷量 (素材換算) の増加量 (m ³) / 総事業費 (千円)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) - 1 (略)

(2) - 2 国施策誘導指標 (選択)

メニュー	指 標		指標の定義
(略)	(略)	(略)	(略)

2. 個別指標 (事業実施主体ごと)

(1) 個別指標

メニュー	指 標		算定使用量	指標の定義
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木材加工流通施設等の整備	取組に応じて必須選択 (注6)	①～③ (略)	(略)	(略)
		(新設)	(新設)	(新設)
	必須	④林野庁長官が別に定める考え方に則って、都道府県知事が選定した林業経営体 (以下「選定経営体」という。) との木材安定取引協定等の締結状況	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) - 1 (略)

(2) - 2 国施策誘導指標 (選択)

メニュー	指 標		指標の定義
(略)	(略)	(略)	(略)

木材加工流通施設等の整備	選択	<u>①JAS構造用製材の供給力強化の取組</u>	<u>JAS構造用製材の格付率又は出荷量若しくは入荷量を増加する取組であること</u>
		<u>②乾燥材の供給力強化の取組</u>	<u>木材乾燥機の導入により乾燥能力の強化を図る取組であること</u>
		<u>③木材製品の供給力強化に向けた工場間連携又は工場再編の取組</u>	<u>地域の複数の工場が連携して出荷する取組又は、複数の工場を廃止し新たな工場を整備する取組であること</u>
		<u>④（略）</u>	<u>（略）</u>
		<u>⑤安定的な原木供給に資する取組</u>	<u>年間素材生産量が1万m³以上の素材生産事業者等と木材安定取引協定を締結していること</u>
		<u>⑥急な需要動向の変化に対応する取組（注15）</u>	<u>急な需要動向の変化に対応し、ストック機能の強化を含む安定した木材製品等の供給体制を構築する取組であること</u>
		<u>⑦川下事業者との木材製品の安定取引に関する協定締結の取組（注16）</u>	<u>川下事業者との木材製品の安定取引に関する協定を締結していること</u>
		<u>⑧木材安定供給確保事業の事業実施主体</u>	<u>木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）に基づく認定を受けた事業計画の実施主体であること</u>
		<u>⑨林業の持続性確保に資する取組</u>	<u>再造林の推進に資する協定の締結や、森林認証材を取り扱っているなど、林業の持続性確保に資する取組を実施していること、もしくは団体及び民間企業が再造林に係る協力金等を積み立て助成する取組（基金及びそれに準ずる取組で、当該基金等の直近年度の再造林実績が1ha以上）に直近年度に出資していること</u>
		<u>⑩原木輸送能力の強化の取組</u>	<u>原木輸送用トラックを導入して原木輸送能力を強化する取組であること</u>
		<u>⑪災害等の復興に関する施設整備（注13）</u>	<u>災害等の復興に関する取組であること</u>
		<u>⑫サプライチェーン構想</u>	<u>サプライチェーン構想に基づく取組であること</u>
		<u>⑬賃金引上げに関する取組</u>	<u>給与等支給額が対前年比で1.5%以上増加していること（注9）</u>

木材加工流通施設等の整備	選択	<u>①木材製造高度化計画認定事業実施主体</u>	<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第17条に基づく認定を受けていること</u>
		<u>②災害等の復興に関する施設整備（注13）</u>	<u>災害等の復興に関する取組であること</u>
		<u>③輸出事業計画の取組</u>	<u>G F Pに登録し、輸出事業計画の認定を受けていること（注14）</u>
		<u>④（略）</u>	<u>（略）</u>
		<u>⑤サプライチェーン構想</u>	<u>サプライチェーン構想に基づく取組であること</u>
		<u>⑥造林未済地解消に資する取組</u>	<u>団体及び民間企業が再造林に係る協力金等を積み立て助成する取組（基金及びそれに準ずる取組で、当該基金等の直近年度の再造林実績が1ha以上）に直近年度に出資していること</u>
		<u>⑦建築物木材利用促進協定の締結</u>	<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を締結していること</u>
		<u>⑧急な需要動向の変化に対応する取組（注15）</u>	<u>急な需要動向の変化に対応し、ストック機能の強化を含む安定した木材製品等の供給体制を構築する取組であること</u>
		<u>⑨川下事業者との木材製品の安定取引に関する協定締結の取組（注16）</u>	<u>川下事業者との木材製品の安定取引に関する協定を締結していること</u>
		<u>⑩木材安定供給確保事業の事業実施主体</u>	<u>木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）に基づく認定を受けた事業計画の実施主体であること</u>
		<u>⑪賃金引上げに関する取組</u>	<u>給与等支給額が対前年比で1.5%以上増加していること（注9）</u>
		<u>⑫林業の持続性確保に資する取組</u>	<u>再造林の推進に資する協定の締結や、森林認証材を取り扱っているなど、林業の持続性確保に資する取組を実施していること（⑥の取組を除く）</u>
		<u>⑬安定的な原木供給に資する取組</u>	<u>年間素材生産量が1万m³以上の素材生産事業者等と木材安定取引協定を締結していること</u>

		<u>⑭木材製造高度化計画認定事業実施主体</u>	<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第17条に基づく認定を受けていること</u>
		<u>⑮輸出事業計画の取組</u>	<u>G F P に登録し、輸出事業計画の認定を受けていること（注14）</u>
		<u>⑯建築物木材利用促進協定の締結</u>	<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を締結していること</u>
木質バイオマス利用促進施設の整備	選択	①～⑤（略）	（略）
		<u>⑥農林漁業循環経済先導計画に基づく施設整備</u>	<u>みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環パ第245号農林水産事務次官依命通知）別記10第1の1に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組であること</u>
		<u>⑦「地域内エコシステム」の構築に資する施設整備</u>	<u>要領別表2の木質バイオマス利用促進施設の整備に準じて「地域内エコシステム」の構築に資すると認められる取組であること</u>
		<u>⑧災害等の復興に関する施設整備（注13）</u>	（略）
		<u>⑨造林未済地解消に資する取組</u>	（略）
		<u>⑩賃金引上げに関する取組</u>	（略）
		<u>⑪林業の持続性確保に資する取組</u>	<u>再造林の推進に資する協定の締結や、森林認証材を取り扱っているなど、林業の持続性確保に資する取組を実施していること（⑨の取組を除く）</u>
		<u>⑫燃焼灰等を活用する取組</u>	<u>木質バイオマスエネルギー利用施設整備において、燃焼に伴い生じる灰等を肥料、土壌改良材等として有効活用する取組であること</u>
		<u>⑬ナラ枯れ被害対策との連携</u>	<u>要領別表2の2の3森林資源保護の推進の備考欄5の協定等又はこれと同等以上の内容の協定等に基づき森林資源保全対策を行う取組であること</u>
		<u>⑭枝葉・短尺材を利用する取組</u>	（略）
特用林産振興施設等の整備	選択	①～⑧（略）	（略）
		<u>⑨自然災害等のリスクに対する取組</u>	<u>自然災害等のリスクを低減する取組であること（注25）</u>
		<u>⑩農林漁業循環経済先導計画に基づく施設整備</u>	<u>みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環パ第245号農林水産事務次官依命通知）別記10第1の1に基づき、事業</u>

		<u>⑭乾燥材の供給力強化の取組</u>	<u>木材乾燥機の導入により乾燥能力の強化を図る取組であること</u>
		<u>⑮原木輸送能力の強化の取組</u>	<u>原木輸送用トラックを導入して原木輸送能力を強化する取組であること</u>
		（新設）	（新設）
木質バイオマス利用促進施設の整備	選択	①～⑤（略）	（略）
		（新設）	（新設）
		<u>⑥「地域内エコシステム」の構築に資する施設整備</u>	<u>要領別表2のⅠの木質バイオマス利用促進施設の整備に準じて「地域内エコシステム」の構築に資すると認められる取組であること</u>
		<u>⑦災害等の復興に関する施設整備（注13）</u>	（略）
		<u>⑧造林未済地解消に資する取組</u>	（略）
		<u>⑨賃金引上げに関する取組</u>	（略）
		<u>⑩林業の持続性確保に資する取組</u>	<u>再造林の推進に資する協定の締結や、森林認証材を取り扱っているなど、林業の持続性確保に資する取組を実施していること（⑧の取組を除く）</u>
		（新設）	（新設）
		<u>⑪ナラ枯れ被害対策との連携</u>	<u>要領別表2のⅠの2の3森林資源保護の推進の備考欄5の協定等又はこれと同等以上の内容の協定等に基づき森林資源保全対策を行う取組であること</u>
		<u>⑫枝葉・短尺材を利用する取組</u>	（略）
特用林産振興施設等の整備	選択	①～⑧（略）	（略）
		（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）

			実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組であること
		⑪その他の取組	(略)
		(略)	
木造公共建築物等の整備	選択	①林業の持続性確保に資する取組	再造林の推進に資する協定の締結や、森林認証材を取り扱っているなど、林業の持続性確保に資する取組を実施していること、又は団体及び民間企業が再造林に係る協力金等を積み立て助成する取組（基金及びそれに準ずる取組で、当該基金等の直近年度の再造林実績が1ha以上）に直近年度に出資していること
		②他府省との連携	エコスクール認定事業であること又はZEB水準の建築物であること
		③(略)	(略)
		④災害等の復興に関する施設整備及び沖縄県における取組（注13）	災害等の復興に関する取組又は沖縄県における取組であること
		⑤材工分離発注	建築物の木材の50%以上を着工前年度に確保していること
		⑥・⑦(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

		⑨その他の取組	(略)
		(略)	(略)
木造公共建築物等の整備	選択	(新設)	(新設)
		①他府省との連携	エコスクール認定事業であること
		②(略)	(略)
		③災害等の復興に関する施設整備及び沖縄県における取組（注13）	災害等の復興に関する取組及び沖縄県における取組であること
		④材工分離発注	木材の50%以上を前年度以前に確保していること
		⑤・⑥(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

II 推進費（ソフト整備） 全体指標（計画主体ごと）

目標	指標		算定使用量	指標の定義
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
森林資源の保護	取組に応じて適切に指標を設定（注23）	(略)		(略)
		(例) ・初期消火資機材の配備地区数 ・火災予防活動の実施率 等		・初期消火資機材の配備数・市町村数 ・火災予防活動の実施回数 等
林業の多様な担い手の育成	(略)	(略)		(略)
	(削る。)	(削る。)		(削る。)

II 推進費（ソフト整備） 全体指標（計画主体ごと）

目標	指標		算定使用量	指標の定義
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
森林資源の保護	取組に応じて適切に指標を設定（注23）	(略)		(略)
		(例) ・森林保全推進員の増加 ・防火機材等の整備率 等		・森林保全推進員一人当たりの巡視対象面積の割合 ・防火機材等の設置数・市町村数 等
林業の多様な担い手の育成	(略)	(略)		(略)
	出荷ロットの大規模	製材工場等への供給増加量（目標値）		計画主体において本事業の実施により見込まれる製材工場等への供給増加量

	取組に応じて適切に指標を設定（注23）	（略） （例）労働災害発生件数		（略） ・都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる労働災害発生件数の平均値（過去3年）に対する目標値の割合（件・％） <u>・都道府県における特用林産物生産者の労働災害発生件数（過去3年）に対する目標値の割合（件・％）</u>
（削る。）	（削る。）	（削る。）		（削る。）
		（削る。）		（削る。）
		（削る。）		（削る。）
		（削る。）		（削る。）
	（削る。）	（削る。）		（削る。）
		（削る。）		（削る。）
		（削る。）		（削る。）
		（削る。）		（削る。）
（略）	（略）	（略）		（略）

（注1）～（注7）（略）

（注8） 「木造公共建築物等の整備」の木造化に係る個別指標の施設整備単価の算出方法については、Iの2の（1）に定めるほかは、次のとおりとする。

① 要領別表2の「14 木造公共施設整備」の（2）の⑩のア、イ、エに該当する

	<u>模化等の推進を実施する場合は必須選択</u>	<u>）</u>		<u>の目標値（㎡）</u>
	取組に応じて適切に指標を設定（注23）	（略） （例）労働災害発生件数		（略） 都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる労働災害発生件数の平均値（過去3年）に対する目標値の割合（件・％）
林業の多様な担い手の育成のうち特用林産物の担い手の育成	<u>選択</u>	<u>特用林産物の生産量（目標値）</u>		<u>計画主体における特用林産物の生産量の目標値（t）</u>
		<u>特用林産物の生産性（目標値）</u>		<u>計画主体における特用林産物の生産性の目標値（kg/人・日）</u>
		<u>特用林産物の生産コスト（目標値）</u>		<u>計画主体における特用林産物の生産コストの目標値（円/kg）</u>
		<u>新たに特用林産物の生産を開始する者の数（目標値）</u>		<u>特用林産物の担い手の育成による、新たに特用林産物の生産を開始する者の数（人又は戸）</u>
	<u>取組に応じて適切に指標を設定（注23）</u>	<u>（例）研修会等の参加者数（延べ人日）</u>		<u>研修会等に参加した者の延べ人日数（延べ人日） （研修会等の開催回数（回）×1回当たりの日数（日/回）×参加者数（人））</u>
		<u>（例）経営指導等を受けた生産者数</u>		<u>専門家による経営指導や経営診断等を受けた生産者数</u>
		<u>（例）資格（伐木・造材、集材、集積、その他（車両系建設機械等））取得者数</u>		<u>特用林産物の担い手の育成による、資格（伐木・造材、集材、集積、その他（車両系建設機械等））取得者数（人）</u>
		<u>（例）労働災害発生件数</u>		<u>都道府県における特用林産物生産者の労働災害発生件数（過去3年）に対する目標値の割合（件・％）</u>
（略）	（略）	（略）		（略）

（注1）～（注7）（略）

（注8） 「木造公共建築物等の整備」の木造化に係る個別指標の施設整備単価の算出方法については、Iの2の（1）に定めるほかは、次のとおりとする。

① 要領別表2のIの「12 木造公共施設整備」の（2）の⑩のア、イ、エに該当

建築物は、Ⅰの２の（１）のとおりとする。

- ② 要領別表２の「14 木造公共施設整備」の（２）の⑩のウに該当する建築物は、木質系部材に係る建築工事費を、木質系部材を用いた部分の建築工事費に占める木質系部材に係る建築工事費の割合に木質系部材を用いた部分の延べ面積に乗じて得られた床面積で除して算出することとする。

（注９）～（注２４）（略）

（注２５） 「自然災害等のリスクを低減する取組」とは、次のいずれかの取組であること。

- ① 施設の耐震化整備、止水板の設置、防風ネットの設置、その他自然災害等のリスクを低減するための施設整備等（建屋の新設を除く。）を事業実施年度に行う場合。

- ② 園芸施設共済、自然災害等に対応した民間事業者が提供する保険等に参加している又は、事業実施年度中に加入する場合。なお、その加入の期間は、災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入すること。

（注２６） 「ＪＡＳ構造用製材」とは、日本農林規格等に関する法律（昭和２５年法律第１７５号）の規程により格付がされた構造用製材（柱、横架材（梁及び桁）及び土台に限る。）とし、その等級区分は「目視等級区分及び機械等級区分の双方」又は「目視等級区分又は機械等級区分」のいずれかとする。

する建築物は、Ⅰの２の（１）のとおりとする。

- ② 要領別表２のⅠの「12 木造公共施設整備」の（２）の⑩のウに該当する建築物は、木質系部材に係る建築工事費を、木質系部材を用いた部分の建築工事費に占める木質系部材に係る建築工事費の割合に木質系部材を用いた部分の延べ面積に乗じて得られた床面積で除して算出することとする。

（注９）～（注２４）（略）

（新設）

（新設）

別紙２－１ 得点表

施設費（ハード整備）

１．全体指標及び個別指標得点（計画主体ごと）

（略）

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化（木材加工流通施設等の整備に係るもの）	①・②（略）	① 地域材利用（加工・流通・乾燥・ <u>ＪＡＳ構造用製材</u> ）量（増加率〔％〕） １５％未満・・・・・・・・１ポイント １５％以上～３０％未満・・・・・・・・２ポイント ３０％以上～４５％未満・・・・・・・・３ポイント ４５％以上～６０％未満・・・・・・・・４ポイント ６０％以上・・・・・・・・５ポイント
【全体指標】（略） 【個別指標】（略）		②・③（略）

（略）

目標	全体指標得点	個別指標得点
----	--------	--------

別紙２－１ 得点表

施設費（ハード整備）

１．全体指標及び個別指標得点（計画主体ごと）

（略）

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化（木材加工流通施設等の整備に係るもの）	①・②（略）	① 地域材利用（加工・流通・乾燥）量（増加率〔％〕） １５％未満・・・・・・・・１ポイント １５％以上～３０％未満・・・・・・・・２ポイント ３０％以上～４５％未満・・・・・・・・３ポイント ４５％以上～６０％未満・・・・・・・・４ポイント ６０％以上・・・・・・・・５ポイント
【全体指標】（略） 【個別指標】（略）		②・③（略）

（略）

目標	全体指標得点	個別指標得点
----	--------	--------

林業・木材産業の生産基盤強化 (木造公共建築物等の整備に係るもの) 【全体指標】①の得点に③の補正率を乗じ、②の得点を加えた合計点 (小数点以下第2位止め) 【個別指標】①～③の合計点	(削る。)	① (略)	林業・木材産業の生産基盤強化 (木造公共建築物等の整備に係るもの) 【全体指標】①～④の合計点に⑤の補正率を乗ずる (小数点以下第2位止め) 【個別指標】①～③の合計点	① 都道府県全体の低層公共建築物の木造率 (R2とR3の木造率の平均〔%〕) 19%未満 1ポイント 19%以上 26%未満 2ポイント 26%以上 30%未満 3ポイント 30%以上 35%未満 4ポイント 35%以上 5ポイント ※ただし、ポイントに3/5を乗じたものを当該指標の得点とする (少数以下第1位止め)。	① (略)
	(削る。)	②・③ (略)		② 都道府県全体の低層公共建築物の木造率の基準値 (H22とH23の平均) からの伸び率 (%) 0%以下 1ポイント 0%を超え 20%未満 2ポイント 20%以上 35%未満 3ポイント 35%以上 50%未満 4ポイント 50%以上 5ポイント ※全体指標①の都道府県全体の低層公共建築物の木造率と基準値の木造率の両方が全体指標①の5ポイント相当の木造率以上である場合は、伸び率が20%未満であっても3ポイントとする。 ※ただし、ポイントに4/5を乗じたものを当該指標の得点とする (小数点以下第1位止め)。	②・③ (略)
	① 都道府県及び市町村が整備する低層公共建築物の木造率 (R3、R4及びR5の木造率の平均〔%〕) 9%未満 1ポイント 9%以上 ～ 15%未満 2ポイント 15%以上 ～ 20%未満 3ポイント 20%以上 ～ 26%未満 4ポイント 26%以上 5ポイント			③ 都道府県及び市町村が整備する低層公共建築物の木造率 (R2とR3の木造率の平均〔%〕) 9%未満 1ポイント 9%以上 15%未満 2ポイント 15%以上 20%未満 3ポイント 20%以上 26%未満 4ポイント 26%以上 5ポイント ※ただし、ポイントに1/5を乗じたもの	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	③ 全体指標得点の補正率 都道府県面積（都道府県面積（国土地理院全国都道府県市区町村別面積調令和6年7月1日現在）から森林面積（林野庁計画課調べ令和4年3月31日現在）及び農地面積（令和5年耕地及び作付面積統計）を除いた面積）に占める防火地域と準防火地域（国土交通省都市計画現況調査令和5年3月31日現在）の合計面積の割合が 40%以上の都道府県 1.2 40%未満の都道府県 補正なし	
--	--	--

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化 （コンテナ苗生産基盤施設等の整備に係るもの） 【全体指標】（略） 【個別指標】（略）	①～⑥（略）	①～⑨（略）

2. 国施策指標得点

（1）（略）

（2）国施策誘導指標得点

1. に定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。

国 施 策 誘 導 指 標 得 点 の 内 容
別紙2のIの2の（2）－2の国施策誘導指標を満たす施設（取組）については2ポイントを加算できるものとする。（複数指標可） 注1）木質バイオマス利用促進施設の整備については、①～⑥についてはいずれか1つ以上を満たす場合2ポイント、⑦については6ポイント、⑧～⑫についてはそれぞれ2ポイント、⑬については1ポイント、⑭については4ポイントを加算できるものとする。 注2）木造公共建築物等の整備について、⑤については3ポイント、⑦については4ポイントを加算できるものとする。

3. 都道府県優先得点

1. 及び2. に定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。

都 道 府 県 優 先 得 点 の 内 容

	⑤ 全体指標得点の補正率 都道府県面積（都道府県面積（国土地理院全国都道府県市区町村別面積調令和5年10月1日現在）から森林面積（林野庁計画課調べ令和4年3月31日現在）及び農地面積（令和4年耕地及び作付面積統計）を除いた面積）に占める防火地域と準防火地域（国土交通省都市計画現況調査令和4年3月31日現在）の合計面積の割合が 40%以上の都道府県 1.2 40%未満の都道府県 補正なし	
--	---	--

目標	全体指標得点	個別指標得点
再生林の低コスト化の促進 （コンテナ苗生産基盤施設等の整備に係るもの） 【全体指標】（略） 【個別指標】（略）	①～⑥（略）	①～⑨（略）

2. 国施策指標得点

（1）（略）

（2）国施策誘導指標得点

1. に定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。

国 施 策 誘 導 指 標 得 点 の 内 容
別紙2のIの2の（2）－2の国施策誘導指標を満たす施設（取組）については2ポイントを加算できるものとする。（複数指標可） 注1）木質バイオマス利用促進施設の整備については、①～⑤についてはいずれか1つ以上を満たす場合2ポイント、⑥については6ポイント、⑦～⑩についてはそれぞれ2ポイント、⑪については1ポイント、⑫については4ポイントを加算できるものとする。 注2）木造公共建築物等の整備のうち⑥については、4ポイントを加算できるものとする。

3. 都道府県優先得点

1. 及び2. に定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。

都 道 府 県 優 先 得 点 の 内 容

(略) 注1)・注2) (略) <u>注3) 高性能林業機械等の整備に係る要領第6の2の(2)の直近の達成状況報告において、災害等のやむを得ない事情を除き、次年度以降の目標達成の見通しが無いと判断された事業のあった都道府県については、高性能林業機械等整備における個別事業に加点できないものとする。</u>	(略) 注1)・注2) (略) (新設)																								
別紙3 林業・木材産業循環成長対策交付金ポイント表 (森林整備・林業等振興推進交付金) (略) ＜林業の多様な担い手の育成＞	別紙3 林業・木材産業循環成長対策交付金ポイント表 (森林整備・林業等振興推進交付金) (略) ＜林業の多様な担い手の育成＞																								
<table border="1"> <tr> <th>評価内容</th><th>ポイント</th></tr> <tr> <td>1～5 (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>6 「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」<u>及び「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u>への取組</td><td></td></tr> <tr> <td>「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」<u>又は「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u>へ取り組むか。</td><td></td></tr> <tr> <td>① 「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」<u>又は「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u>のメニューを要望している。</td><td>1</td></tr> <tr> <td>② 「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」<u>及び「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u>のメニューを要望していない。</td><td>0</td></tr> </table>	評価内容	ポイント	1～5 (略)		6 「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>及び「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u> への取組		「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>又は「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u> へ取り組むか。		① 「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>又は「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u> のメニューを要望している。	1	② 「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>及び「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u> のメニューを要望していない。	0	<table border="1"> <tr> <th>評価内容</th><th>ポイント</th></tr> <tr> <td>1～5 (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>6 <u>「出荷ロットの大規模化等」</u>、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」<u>、「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u><u>及び「特用林産物の担い手の育成」</u>への取組</td><td></td></tr> <tr> <td><u>「出荷ロットの大規模化等」</u>、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」<u>、「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u><u>又は「特用林産物の担い手の育成」</u>へ取り組むか。</td><td></td></tr> <tr> <td>① <u>「出荷ロットの大規模化等」</u>、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」<u>、「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u><u>又は「特用林産物の担い手の育成」</u>のメニューを要望している。</td><td>1</td></tr> <tr> <td>② <u>「出荷ロットの大規模化等」</u>、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」<u>、「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u><u>及び「特用林産物の担い手の育成」</u>のメニューを要望していない。</td><td>0</td></tr> </table>	評価内容	ポイント	1～5 (略)		6 <u>「出荷ロットの大規模化等」</u> 、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>、「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u> <u>及び「特用林産物の担い手の育成」</u> への取組		<u>「出荷ロットの大規模化等」</u> 、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>、「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u> <u>又は「特用林産物の担い手の育成」</u> へ取り組むか。		① <u>「出荷ロットの大規模化等」</u> 、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>、「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u> <u>又は「特用林産物の担い手の育成」</u> のメニューを要望している。	1	② <u>「出荷ロットの大規模化等」</u> 、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>、「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u> <u>及び「特用林産物の担い手の育成」</u> のメニューを要望していない。	0
評価内容	ポイント																								
1～5 (略)																									
6 「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>及び「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u> への取組																									
「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>又は「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u> へ取り組むか。																									
① 「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>又は「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u> のメニューを要望している。	1																								
② 「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>及び「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u> のメニューを要望していない。	0																								
評価内容	ポイント																								
1～5 (略)																									
6 <u>「出荷ロットの大規模化等」</u> 、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>、「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u> <u>及び「特用林産物の担い手の育成」</u> への取組																									
<u>「出荷ロットの大規模化等」</u> 、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>、「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u> <u>又は「特用林産物の担い手の育成」</u> へ取り組むか。																									
① <u>「出荷ロットの大規模化等」</u> 、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>、「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u> <u>又は「特用林産物の担い手の育成」</u> のメニューを要望している。	1																								
② <u>「出荷ロットの大規模化等」</u> 、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>、「新たに造林事業を開始する者等の育成」</u> <u>及び「特用林産物の担い手の育成」</u> のメニューを要望していない。	0																								
(略)	(略)																								

附 則

- この改正は、令和7年4月1日から施行する。